

新湯沢火葬場整備事業に係る火葬炉設備
工事事業者選定プロポーザル実施要領

令和8年4月

湯沢雄勝広域市町村圏組合

1 目的等

本実施要領は、湯沢市、羽後町、東成瀬村の住民等が利用する新湯沢火葬場建設に係る火葬炉設備工事を行う事業者（以下「整備予定者」という）を選定するにあたり、本事業への参加を希望する者を対象に条件を示すものである。

2 業務の概要

(1) 事業の名称

新湯沢火葬場整備事業に係る火葬炉設備工事事業者選定プロポーザル（以下「火葬炉選定プロポーザル」という。）

(2) プロポーザル実施主体

湯沢雄勝広域市町村圏組合

(3) 事業目的

湯沢市、羽後町、東成瀬村の住民等が利用する湯沢火葬場は、昭和 58 年に建設されてから 40 年以上経過し、施設・設備の老朽化に伴い、バリアフリー等を含め住民ニーズに応えられなくなっており、移転整備することとしている。

火葬炉設備は関係法令の遵守はもちろんのこと、ばい煙や悪臭、騒音、振動、ダイオキシン類等の公害防止に十分配慮する必要があるため、また、施設整備や管理運営における経済性、効率性、安全性を十分確保する必要があるため、優れた技術水準と実績を持った整備予定者を選定する公募型プロポーザルを実施するものである。

3 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 湯沢市、羽後町、東成瀬村、当組合の競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき更生手続き開始の申し立てをしていない者
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく再生手続き開始の申し立てがされていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員の関係者でないこと。
- (6) 湯沢市、羽後町、東成瀬村、当組合いずれかの競争入札参加資格を有する者
- (7) 令和 3 年 4 月 1 日以降に新築又は改築した火葬場で納入実績がある者（単なる改修を除く。）
- (8) 公告日時点において自社工場又は協力指定工場で火葬炉を製造している者

- (9) 申請する本店又は営業所で、申請日現在において税金等を滞納していないこと。
 (10) 参加形態は、単体による参加とする。

4 参加手続きに関する事項

(1) 火葬炉選定プロポーザル日程

項目	期日
実施要領等の公告	令和8年4月15日(水)
参加資格等に関する質問等の受付	令和8年4月15日(水)～4月21日(火)
参加資格等に関する質問等への回答	令和8年4月27日(月)
参加表明書等の提出	令和8年4月28日(火)～5月7日(木)
1次審査(参加資格審査)	令和8年5月8日(金)～5月11日(月)
1次審査結果通知・技術提案書提出依頼	令和8年5月13日(水)
要求水準書等に対する質問等の受付	令和8年5月13日(水)～5月19日(火)
要求水準書等に対する質問等への回答	令和8年5月25日(月)
技術提案書の受付期間	令和8年5月25日(月)～6月3日(水)
2次審査(プレゼンテーション)	令和8年6月中旬
2次審査結果通知	令和8年6月下旬

(2) 新火葬場整備に係るスケジュール(予定)

ア 基本設計事業者選定プロポーザル	令和8年6月～令和8年8月
イ 基本設計	令和8年9月～令和9年2月
ウ 実施設計	令和9年3月～令和9年11月

(3) 実施要領の公告と関係書類

ア 公告	令和8年4月15日(水) 午前9時00分から
イ 関係書類	当組合ホームページからダウンロードすること。

(4) 参加資格、実施要領及び要求水準書に関する質疑等について

ア 質疑の方法

質問、意見は参加資格、実施要領及び要求水準書等作成に係る内容のみとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。様式集の「質疑書(様式1)」に必要事項を記載し、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。口頭、電話による照会には応じない。

電子メールの件名は「新湯沢火葬場整備に関する質疑」と記載し、電子メール送信後、電話にて電子メールが受信されているか確認すること。

イ 受付期間

- ・参加資格、実施要領に関すること

令和 8 年 4 月 15 日（水）午前 9 時 00 分～令和 8 年 4 月 21 日（火）午後 5 時 15 分
・要求水準書等に関すること

令和 8 年 5 月 13 日（水）午前 8 時 30 分～令和 8 年 5 月 19 日（火）午後 5 時 15 分

ウ 送付先

〒012-0827 秋田県湯沢市表町三丁目 3 番 14 号 消防庁舎 2 階

湯沢雄勝広域市町村圏組合 事業管理課

T E L 0183-73-9691 E-mail : kasokensetsu@yukoiki.or.jp

エ 質問等に対する回答の公表

質問等に対する回答は組合ホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位、その他利益を害する恐れがある場合には公表しないものとする。

質問等に対する回答公表日は以下のとおり。

・参加資格、実施要領に関すること

令和 8 年 4 月 27 日（月）

・要求水準書等に関すること

令和 8 年 5 月 25 日（月）

(5) 参加表明書等の提出

火葬炉選定プロポーザルへ応募する者（以下「応募者」という。）は、次のとおり参加資格に関する書類を提出し、本組合の確認を受けなければならない。

なお、期限までに提出のない者及び参加資格がないと認められた者は本件に参加することができない。

ア 受付期間

令和 8 年 4 月 28 日（火）午前 8 時 30 分～令和 8 年 5 月 7 日（木）午後 5 時 15 分

イ 提出書類

参加表明書（様式 2-1）1 部、会社概要（様式 2-2）7 部、納入実績（様式 2-3）7 部
納入実績を確認できる書類の写し（契約書、内定に関する覚書等）1 部

ウ 提出方法

持参又は郵送（特定記録郵便又は簡易書留）により当組合事業管理課まで提出すること。

送付先 （4）のウに同じ

エ 確認結果の通知

応募者に対し、令和 8 年 5 月 13 日（水）までにメールにて通知する。

(6) 技術提案書の受付

参加資格が認められた応募者から、提案書及び図面を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和8年5月25日（月）午前8時30分～令和8年6月3日（水）午後5時15分

イ 提出書類及び図面

様式集に示すとおり。

ウ 提出方法

持参により当組合事業管理課まで提出すること。

(7) 注意事項等

ア 応募に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

イ 提出された参加表明書や技術提案書の修正や追加資料等については、当組合から指示等があった場合を除き基本的に認めない。

ウ 提出書類等に不備があった場合（記載漏れや誤記等により内容が確認できない場合など）や参加資格を満たさなくなった場合、その後の審査は行わない。

エ 応募者は、提出期限以降に技術提案書の差し替え及び再提出することができない。

オ 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

カ 提案に対して談合等による不正行為を行ってはならない。

(8) 失格基準

次の項目に該当した提案者は失格となる場合がある。

ア 提出書類に虚偽の内容が記載してある場合

イ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

ウ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

エ 審査の公平性を害する行為があったと本組合が認める場合

(9) プレゼンテーションの実施

ア 実施期日は、参加資格審査を通過した応募者に別途通知する。

イ プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。

ウ 出席者は、1応募者あたり5名以内とする。

エ 使用するパソコン等の機材については応募者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンについては当組合が用意する。

オ 時間配分は、概ね以下のとおりとする。

準備5分、プレゼンテーション30分、質疑応答30分、片付け5分 計70分

カ プレゼンテーション等の内容については、参加表明書及び技術提案書に沿ったものとし、構成は提案者の自由とする。

5 選定の手続き

当組合は、審査にあたり選定委員会を設置する。審査の公平性、透明性、客観性を確保するため、当組合を構成する市町村職員等により委員会を組織する。

選定委員会においては、応募者から提出された提案書等について、選定基準に基づき審査を実施する。

6 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類等は、返却しない。
- (2) 提出書類等は、選定以外の目的で無断使用しない。
- (3) 提出書類等の著作権は、応募者に帰属する。
- (4) 提出書類等は、審査にあたり複製する場合がある。
- (5) 選定された技術提案書等について、整備予定者の同意を得たうえで必要に応じてホームページ等により公表する。

7 提出書類等の作成及び提出等の費用

提出書類等の作成、提出に要する費用等、応募に要する費用は全て応募者の負担とする。

8 評価の基準

評価の基準については、「新湯沢火葬場整備事業に係る火葬炉設備工事事業者選定プロポーザル評価基準」に示すとおり。

9 審査結果の通知等

- (1) 優先交渉権者等の決定
 - ア 選定委員会による審査の結果を踏まえ、当組合は、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。
 - イ 優先交渉権者等を決定した時は、全ての応募者に結果を通知する。
- (2) 審査結果の公表

優先交渉権者等の決定後、審査結果を当組合ホームページで公表する。

なお、審査結果に関する問い合わせには応じない。

10 設計支援等

整備予定者に選定された者は、当組合が別途発注する新湯沢火葬場整備に係る基本設計業務、実施設計業務等に対し、資料提供等の設計支援を行う。

11 事業計画等の変更及び中止

- (1) 今後の社会情勢や財政事情等の変化、その他不可抗力により、当組合は事業計画及びスケジュールの変更又は中止する場合がある。
- (2) 審査の過程で前項の事態に至った場合、参加者に対して当組合は一切の負担を負わないものとする。

12 問い合わせ先

〒012-0827 秋田県湯沢市表町三丁目3番14号 消防庁舎2階

湯沢雄勝広域市町村圏組合 事業管理課

T E L 0183-73-9691

F A X 0183-72-3821

E-mail kasokensetsu@yukoiki.or.jp